

7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H25.4.1 ~ H26.3.31)

区 分	受診者数
定期健康診断	94人
人間ドック	77人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福 祉 事 業 内 容
市町村職員共済組合	保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、貸付事業、積立年金事業

互助会会員数 (平成25年4月現在)

事業団体	会員数	掛金・補助金率
市町村職員互助会	171人	給料月額 × 3/1000 × 12月
徳島県教職員互助会	4人	上限3,000円 × 12月 (掛金のみ)

公費支出状況

年度	負担額	会員一人当たり
平成25年度決算	2,064千円	11,931円

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数 (平成25年度)

区 分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成25年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成25年度)

該当なし

国民年金だより



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613 由岐支所 ☎ 78-2212

